

2025 年度後期 本学独自の授業料減免申請の案内（留学生用）

1 授業料減免の基準

別紙のとおりです。不明な点は、広島市立大学事務局学生支援室にお問合せください。

2 免除の額

授業料免除が許可された者については、授業料の全額、半額又は1／4を免除します。

3 申請方法等

(1) 申請期限

2025 年 10 月 31 日（金）17:00【厳守】

UNIPA トップ > Web 申請 > Web 申請 > 授業料関連

(2) 申請方法

ア UNIPA 「【留学生】本学独自の授業料減免申請（後期）」から申請。

イ 「2025 年 4 月～2025 年 9 月の保護者等からの仕送り額を証明する書類」を事務局学生支援室に提出。

The screenshot shows the UNIPA Web application interface. At the top, there is a navigation bar with various menu items. The 'Web 申請' (Web Application) menu item is highlighted with a red box. Below the navigation bar, there is a section titled 'Web 申請お知らせ確認・申請書選択' (Web Application Notice Confirmation / Application Form Selection). On the right side of this section, there is a button labeled 'Web 申請状況確認' (Check Web Application Status). In the main content area, there is a list of application categories. The '減免申請（大学独自）' (Waiver Application (University Specific)) category is highlighted with a blue bar. Below this bar, there is a red box around the link 'J401D06 本学独自の授業料減免申請（後期）' (J401D06 University-specific Waiver Application (Second Semester)). To the right of this link, there is a small text box containing the following information: '外国人留学生のうち、独自の授業料減免要件を満たす方で授業料減免を申請する方は、こちらから Web 申請を完了し、期限までに提出書類を学生支援室に提出してください。' (Among foreign students, those who meet the university-specific waiver requirements and apply for a waiver should complete the Web application and submit the required documents to the Student Support Office by the deadline.)

4 2025 年 4 月～2025 年 9 月の保護者等からの仕送り額を証明する書類について

申請に当たり、2025 年 4 月～2025 年 9 月の保護者等からの仕送り額を証明する書類の提出が必要です。この書類を事務局学生支援室に提出（**提出期限：2025 年 10 月 31 日（金）17:00【厳守】**）してください。提出例については、提出例 1～4 を参照してください。

なお、保護者等からの仕送り額を証明する書類について、不明な点がある場合、事務局学生支援室にメールでご相談ください。（宛先：gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp）

また、保護者等からの仕送りが無い場合、以下の提出例 4 を参考に、「本学独自の授業料減免における収入要件について」と「アルバイトの給与明細（3 か月分）」を提出してください。

◎ 提出例

[提出例 1（日本語）](#) [提出例 2（外国語）](#) [提出例 3（通帳）](#) [提出例 4（仕送りなし）](#)

5 減免の取消し

虚偽の申請、その他不正な手段により許可を受けた場合は、その許可を取り消します。

6 注意事項

減免の申請を行った者は、減免の決定が通知されるまで授業料の納付を行わないでください。納付すると、減免申請を辞退したことになり、納付された授業料は返還できません(11月中旬までに決定通知を送付します。)。

おって、不許可、半額免除又は1／4免除の決定をしたときは、納付書を送付しますので、必ずその期限内に納付してください。

7 個人情報保護について

申請いただいた個人情報は、授業料減免審査の目的で利用します。今後の授業料減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

【授業料減免基準】

基準 免除	収入要件	学業・成績要件、その他の要件
全額免除	徴収期限前1年以内（注※）に留学生本人の疾病等の事情の発生により、毎月の収支が支出超過となり、超過する額が授業料月額を超える者	1 学業・成績要件 次の全てを満たすこと。 (1) 下の計算式により算出する前年度の成績評価係数が、学部生及び大学院生ともに2.30以上であること（日本学生支援機構の留学生受入れ促進プログラム募集要項の受給者の条件に相当する成績であること。）。 ※ 大学の成績表に書いてある GPA の数字とは異なるため、注意すること。 ※ 4月に入学した者は、入学年度前期のみ、既に(1)の要件を満たしているものとする（後期減免審査では、入学年度前期の成績評価係数で審査する。）。 (2) 修業年限を超えて在学していないこと（休学及び正当な事由（疾病、留学、大学院の学生の論文作成、出産や育児、その他やむをえない事由）があると認められる場合を除く。）。 (3) 当期の履修登録を行っていること。 (4) 懲戒処分を受けていないこと。 2 その他の要件 次の全てを満たすこと。 (1) 奨学金申請等学資確保のための努力を行っていること。 (2) 収入を証する書類を提出すること。
半額免除	(次のいずれかに該当すること) 1 奨学金等の月額（就労ビザの同居家族収入及び仕送りで授業料月額を超えるものを含む。）が授業料の月割額未満の者（18歳未満の子どもを養育している場合は、奨学金等の月額から子供に係る生活保護の基準生活費の額を減じて適用する。） 2 徴収期限前1年以内（入学した期は入学前1年以内）に留学生本人の疾病等の事情の発生により、毎月の収支が支出超過となり、超過する額が授業料月額の2分の1に相当する額を超える者	
4分の1免除	(次のいずれかに該当すること) 1 奨学金等の月額が授業料の月割額以上月割額の2倍未満の者（18歳未満の子どもを養育している場合は、奨学金等の月額から子供に係る生活保護の基準生活費の額を減じて適用する。） 2 徴収期限前1年以内（入学した期は入学前1年以内）に留学生本人の疾病等の事情の発生により、毎月の収支が支出超過となり、超過する額が授業料月額の4分の1に相当する額を超える者	

【成績評価係数 計算式】

(秀及び優の単位数) × 3 + (良の単位数) × 2 + (可の単位数) × 1 + (不可の単位数) × 0

単位数の合計（※ 単位数は卒業要件となる単位のみを計算する。）

成績評価係数				
秀	優	良	可	不可
3		2	1	0

【お問合せ】

広島市立大学事務局学生支援室

[TEL:082-830-1522](tel:082-830-1522)